

令和8年度 稲敷市公民館自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）  
仕様書

1 総則

(1) 趣旨

この仕様書は、委託契約書に基づき、稲敷市公民館自家用電気工作物保安管理業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 用語の意義

この仕様書において、次の各項に掲げる用語の意義は、各項に定めるところによる。

- ・「委託者」とは、自家用電気工作物保守管理業務の委託をするもの。
- ・「受託者」とは、自家用電気工作物保守管理業務の委託を受けたもの。
- ・「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日をいう。

(3) 業務の対象施設及び概要

1 名称 江戸崎中央公民館

所在地 茨城県稲敷市江戸崎甲 2148 番地 2

A) 需要設備	容量：400kVA	受電電圧：6,600V
B) 非常用予備発電装置	容量：30kVA	受電電圧：200V

2 名称 新利根公民館

所在地 茨城県稲敷市伊佐津 3239 番地 1

A) 需要設備	容量：800kVA	受電電圧：6,600V
B) 非常用予備発電装置	容量：25kVA	受電電圧：200V

3 名称 桜川公民館

所在地 茨城県稲敷市須賀津 208 番地

A) 需要設備	容量：225kVA	受電電圧：6,600V
---------	-----------	-------------

(4) 業務の履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(5) 業務の準備期間

契約締結の日から業務履行開始日までを業務準備期間とする。

(6) 資格要件

受託者は、関東東北産業保安監督部が承認可能な電気保安法人であること。

(7) 契約に伴う報告

受託者は、保安業務担当者を明確にするため、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の

種類及び番号を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面等をもって委託者に通知すること。なお、保安業務担当者等の変更を行う場合にあっては同様とする。

(8) その他

- ・入札書に記載の額は年額（税抜）とする。
- ・支払いは年度末の1回払いとする。

2 業務の実施

(1) 業務点検回数

- ・月次点検は、月1回とする。
- ・年次点検は、年1回とする。  
※年次点検に受変電設備清掃を含む。併せて予備発電装置負荷試験業務を実施するものとする。
- ・臨時点検は、必要の都度行うものとする。

(2) 報告事項等

- ・受託者は、契約締結後速やかに業務委託実施計画書を提出して、委託者の承認を受けること。
- ・受託者は毎月1回、委託者に点検等報告書を提出すること。
- ・受託者は、業務完了時に業務完了報告書及び完了届を提出して検査を受けなければならない。

(3) 業務内容及び報告

- ・受託者は、保安全管理業務外部委託承認制度、その他委託業務遂行に必要な手続きを行うこと。
- ・電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果について速やかに委託者に書面で報告すること。
- ・点検、測定及び試験を行う日程については、都度、事前に委託者に通知すること。また、委託者側の都合により日程の調整が必要となった場合は、代替日を協議し業務の遂行に支障がないようにすること。
- ・経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は委託者に報告すること。
- ・受託者は官庁届出申請等が必要な場合には手続指導すること。
- ・電気事故・故障等で電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合は、夜間、休日を問わず委託者の緊急呼出に対応し、応急措置の指示及び事故原因探求への協力並びに再発防止のための対策への指示又は助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を実施すること。また、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- ・業務内容の詳細については、別紙1「点検、測定及び試験の基準」及び別紙2「維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」の通りとする。

(4) その他

- ・本業務の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し委託者の指示を受けること。

### 3 特約事項

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

## 点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

### 1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。

### 2 点検の実施回数

#### (1) 月次点検及び年次点検

- ① 月次点検の実施回数は、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示」（改正令和四年十一月三十日第一九三号）による。
- ② 年次点検は、1年に1回以上行うものとする。

#### (2) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

### 3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
  - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
  - ② 電線と他物との離隔距離の適否
  - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
  - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

### 4 受変電設備の清掃

絶縁物の汚損等による、絶縁劣化事故を防止するために年1回清掃を行う。

別紙 2

維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検
受 電 設 備  ※ 二 次 受 電 設 備 を 含 む	区分開閉器 引込線等 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器との連動試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
	断路器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		内部点検		
		絶縁油の点検・試験		
	電力ヒューズ	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		漏えい電流測定	○	○
		内部点検		
		絶縁油の点検・試験		
	電力用コンデンサ リアクトル	外観点検	○	○
観察点検			○	
絶縁抵抗測定			○	
避雷器	外観点検	○	○	
	観察点検		○	
	絶縁抵抗測定		○	
母線	外観点検	○	○	
	観察点検		○	
	絶縁抵抗測定		○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	
	観察点検		○	
	絶縁抵抗測定		○	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検
	配電盤及び 制御回路	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器動作特性試験		○
		継電器と遮断器等との連動試験		○
		電圧、負荷電流測定	○	○
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○
		観察点検		○
	接地装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		接地抵抗測定		○
	配電設備	電線路 架空電線、支持物 ケーブル	外観点検	○
観察点検				○
絶縁抵抗測定				○
断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器		外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		
		絶縁油の点検・試験		
継電器との連動試験			○	
接地装置		外観点検	○	○
		観察点検		○
		接地抵抗測定		○
非常用予備発電装置	原動機付属装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		始動試験	○	○
		機関保護継電器動作試験		○
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○
		観察点検		○
		継電器との連動試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
		制御装置試験		○
		その他は受電設備に準ずる		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○
		観察点検		○
		液量点検	○	○
		電圧・比重測定		○
		液温測定		○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗装置		○
接地抵抗装置			○	
負荷設備	電動機類、電熱装置、 電気溶接機、照明装置 配線、配線器具 その他の機器 接地装置	外観点検	○	○
		観察点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗装置		○

令和8年度 稲敷市公民館自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）内訳書

施設名	項目	内容・仕様	単価	回数	価格	備考
江戸崎中央公民館	月次点検	需要設備容量 400kVA 電圧 6,600V 非常用予備発電装置容量 30kVA 電圧200V		12		
	年次点検			1		
	受変電設備清掃			1		
新利根公民館	月次点検	需要設備容量 800kVA 電圧 6,600V 非常用予備発電装置容量 25kVA 電圧200V		12		
	年次点検			1		
	受変電設備清掃			1		
桜川公民館	月次点検	需要設備容量 225kVA 電圧 6,600V		12		
	年次点検			1		
	受変電設備清掃			1		
			小計（税抜）			
			消費税（10%）			
			合計（税込）			